

# 不動産売却 お手伝いキャンペーン

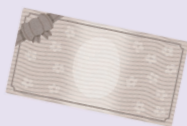
商品券プレゼント

キャンペーン期間

2022 10.19 (水) ~ 12.24 (土)

キャンペーン期間中に不動産査定のご相談、  
売却のご依頼をいただいたお客様に  
商品券をプレゼント!

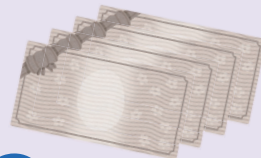
査定のご相談で...



1,000 円分

対象：期間中に弊社へ不動産売却に関するご相談・査定依頼  
をいただいたお客様

売却のご依頼で...



さらに

4,000 円分

対象：期間中に弊社の物件査定価格の範囲内で弊社と3ヶ月の  
専任媒介契約を締結していただいたお客様

※売却査定受付及び媒介契約の締結は、鹿児島市内を中心とした弊社の営業可能エリア内物件に限らせていただきますのでご了承ください。※査定依頼物件や売却依頼物件は、物件の所有者ご本人のご依頼及び同意が必要です。※本キャンペーンのプレゼントは売却をご検討中のご本人のみを対象とさせていただきます。契約締結やご成約者、ご依頼者が複数いらっしゃる場合は、代表者1名への進呈とさせていただきます。※プレゼントは査定後および専任媒介契約締結後また、弊社規定のアンケートにご協力いただいたあとの進呈とさせていただきます。※プレゼントは予告なく変更となる場合がございます。予めご了承ください。※2022年12月24日までにご相談いただいた物件が対象となります。

お問い合わせ

099-253-2600



(担当 三輪)

こちらのQRコードからもお問い合わせいただけます。

SNSでは、みなさまの暮らしをもっと豊かにする情報をお届けしています。



Facebook



Instagram



日本ガスグループ  
日本ガス住設株式会社  
〒890-0082 鹿児島市紫原6丁目17番2号  
受付時間 / 8:30 ~ 17:30 (月~金)

●宅地建物取引業：鹿児島県知事(2)第5935号  
●特定建設業：鹿児島県知事許可(特-1)第10573号  
●(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会会員  
九州不動産公正取引協議会加盟

URL / www.ngju.co.jp

日本ガス住設 検索

新築・リフォームも承ります

ホームページ



チラシ有効期限 / 2022.12.24

# 売買仲介も

# 買い取りも

## 安心

宅地建物取引士の資格を持つスタッフが、豊富な経験と知識を活かして、お客様の要望に丁寧かつ誠実にお応えします。

## 信頼

1985年の設立以来、気候風土を知り尽くし、地域に根差した会社として、お客様との信頼関係を大切にしております。

¥0

無料相談



無料査定



秘密厳守

## 不動産売却の流れ

不動産売却の流れを把握しておくことで、その後の手続きがスムーズになります。売却を検討中の方はぜひ参考にご覧ください。日本ガス住設では、お客様のご要望に沿った売却方法を専門スタッフが親身になってご提案させていただきます。

### 仲介の場合

不動産会社（日本ガス住設等）に購入希望者（買主）を探してもらい、売却を行います。時間の制限がそれほどなく、出来るだけ高い金額で売りたい方に向いています。

STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4	STEP 5	STEP 6	STEP 7	STEP 8
売却のご相談 	物件の調査・査定 	媒介契約の締結 	販売活動をスタート 	不動産売買契約 	引渡し前の各準備 	残代金授受各種申請手続き 	引渡し 

#### ● メリット

- ▶ 一般的な価格で売却できるので**価格が低くなりにくい**。
- ▶ **相場を目安にしながら売却価格を決定**できる。
- ▶ **希望価格で売却**できる可能性がある。

#### ▲ デメリット

- ▶ 物件の販売条件（販売価格等）により、**時間がかかる**場合がある。
- ▶ 周囲に物件売却を**知られる**可能性がある。

### 買取の場合

不動産会社（日本ガス住設等）が直接買主として購入します。多少安くなっても、すぐに売りたい方に向いています。

STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4	STEP 5	STEP 6
売却のご相談 	物件の調査・査定 	不動産売買契約 	引渡し前の各準備 	残代金授受各種申請手続き 	引渡し 

#### ● メリット

- ▶ **短期間**で売却できる。
- ▶ 周囲に**知られない**。
- ▶ 手間が**かからない**。
- ▶ **仲介手数料がかからない**。
- ▶ **契約不適合責任\***を負わなくていい。

#### ▲ デメリット

- ▶ 取得税金や再販時の消費税、リフォーム金額など諸経費がかかるため、**売却金額が相場より低くなる**。

※欠陥があった場合、損害賠償の対象になること。